

第10期浜松市分別収集計画

令和6年3月

1 計画策定の意義

浜松市は、平成17年7月に12市町村が合併したが、合併当初は家庭ごみの出し方や収集方法については、ルール変更による混乱防止への配慮などから統一されておらず、そのため、分別品目の数や粗大ごみの出し方、指定袋の取扱いなど、各区や地域で異なるルールで行っていた。

このような状況から、同じ市内で地域間で取扱いが異なることへの不公平感の解消やごみ処理施設の再編などによる財政負担の軽減、最終処分場の延命化といった課題も生じており、こうした課題の解決を図るため、平成25年4月に家庭ごみの出し方に関するルールを全市で統一した。

これまで、わが国は経済規模の拡大の中で、豊かな社会を実現した反面、「大量生産、大量消費、大量廃棄」の社会を歩んできた。このようなライフスタイルから脱却し、環境への負荷低減に配慮し、市民、事業者、行政がそれぞれの役割や責任を認識し、ごみの発生や排出抑制を図り、限りある天然資源やエネルギーを有効に利用し、環境に負荷の少ない「循環型社会」を形成しなければならない。

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）」第8条に基づき、令和元年6月に策定した「第9期浜松市分別収集計画」の容器包装廃棄物の排出量及び処理計画量を見直し、令和5年度からの5か年計画として円滑に推進し、容器包装廃棄物についての3Rが推進されるとともに、最終処分場の延命化が実現することで、循環型社会の構築が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向性を以下に示す。

- (1) 市民・事業者・行政の三者が一体となつてごみの発生・排出の抑制に努め、ごみ処理による環境への負荷を軽減する。
- (2) 資源物の分別収集及び再商品化を更に推進し、再生品の積極的な利用に努める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、飲料用スチール缶、飲料用アルミ缶、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、紙パック、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みは、以下のとおりとする。容器包装廃棄物の排出量とは、市が関与しない事業者の自主回収量、各家庭での自家処理量、市が関与しない集団回収量等の排出量を除いた一般廃棄物に含まれる容器包装廃棄物の量である。

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	14,999 t	14,719 t	14,448 t	14,181 t	13,917 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、効果的な排出抑制が達成できるように、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

特に、市民等との協働事業として「資源物集団回収」等を推進し、排出機会を確保する。

（1）環境教育、啓発活動の充実

小学生を対象とした社会科副読本を活用した環境教育やごみ処理施設の見学会などの機会を活用し、ごみ減量及びリサイクルに対する認識を深めてもらう。

さらに、「ごみ・資源物の正しい出し方」説明会の開催、環境美化推進員制度の推進などにより、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果など、ごみ問題への理解を深める。また、広報誌「広報はままつ」、浜松市ホームページやイベントなどでも広く啓発活動を進める。

（2）過剰包装等の抑制、リサイクル製品の積極的な利用

簡易包装商品の選択、使い捨て商品使用の自粛、詰め替え商品の購入、買い物袋持参の徹底及びリターナブル容器や再生資源を原材料とした製品の積極的な利用促進についても、啓発活動を進める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の飲料用容器	スチール缶
主としてアルミ製の飲料用容器	アルミ缶
主として無色のガラス製容器	無色ガラスびん
主として茶色のガラス製容器	茶色ガラスびん
主としてその他のガラス製容器	その他ガラスびん
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの (原材料として、アルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック (その他紙に含む)
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの	紙製容器包装 (雑紙に含む)
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって、飲料またはしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	1,998 t		1,961 t		1,925 t		1,889 t		1,854 t	
主としてアルミ製の容器	230 t		225 t		221 t		217 t		213 t	
無色のガラス製容器	(合計) 1,746 t		(合計) 1,713 t		(合計) 1,682 t		(合計) 1,650 t		(合計) 1,620 t	
	(引渡) 1,746 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 1,713 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 1,682 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 1,650 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 1,620 t	(独自処理) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 1,171 t		(合計) 1,150 t		(合計) 1,128 t		(合計) 1,108 t		(合計) 1,087 t	
	(引渡) 1,171 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 1,150 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 1,128 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 1,108 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 1,087 t	(独自処理) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 1,057 t		(合計) 1,037 t		(合計) 1,018 t		(合計) 999 t		(合計) 980 t	
	(引渡) 1,045 t	(独自処理) 12 t	(引渡) 1,025 t	(独自処理) 12 t	(引渡) 1,006 t	(独自処理) 12 t	(引渡) 988 t	(独自処理) 11 t	(引渡) 970 t	(独自処理) 10 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	-		-		-		-		-	
主としてダンボール製の容器	1,332 t		1,307 t		1,283 t		1,260 t		1,236 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) - t									
	(引渡) - t	(独自処理) - t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他の主務大臣が定める商品をもって充てんするためのもの	(合計) 1,608 t		(合計) 1,578 t		(合計) 1,549 t		(合計) 1,520 t		(合計) 1,492 t	
	(引渡) 1,608 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 1,578 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 1,549 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 1,520 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 1,492 t	(独自処理) 0 t
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	(合計) 5,857 t		(合計) 5,748 t		(合計) 5,642 t		(合計) 5,538 t		(合計) 5,435 t	
	(引渡) 5,857 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 5,748 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 5,642 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 5,538 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 5,435 t	(独自処理) 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) - t									
	(引渡) - t	(独自処理) - t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{特別分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{容器包装廃} \\ \text{棄物の排出量} \\ \text{の見込み} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{分別収集} \\ \text{対象人口率} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{分別排出率} \end{array}}$$

※容器包装廃棄物の排出量の見込みについては、集団回収及び拠点回収の収集量も含む。

※分別収集対象人口率については、市全域を対象とするため100%とする。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市は、令和5年度からの容器包装リサイクル法に関連する分別収集の実施主体について次のとおりとする。

なお、アルミ缶・段ボールについては、引き続き各種団体による資源物集団回収制度により対応する。また、公共施設等の拠点回収も推進する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール製の飲料用容器	スチール缶	市、委託による定期収集	選別：住民 保管：民間業者
	アルミ製の飲料用容器	アルミ缶	拠点回収、各種団体による資源物集団回収	選別：住民 保管：民間業者
びん	無色のガラス製容器	無色ガラスびん	市、委託による定期収集	選別：住民 保管：市
	茶色のガラス製容器	茶色ガラスびん	市、委託による定期収集	選別：住民 保管：市
	その他のガラス製容器	その他ガラスびん	市、委託による定期収集	選別：住民 保管：市
			拠点回収、各種団体による資源物集団回収	選別：住民 保管：民間業者
紙	飲料用紙製容器包装	紙パック (その他紙を含む)	拠点回収、各種団体による資源物集団回収	選別：住民 保管：民間業者
	段ボール	段ボール	拠点回収、各種団体による資源物集団回収	選別：住民 保管：民間業者
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装 (雑紙を含む)	拠点回収、各種団体による資源物集団回収	選別：住民 保管：民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市、委託による定期収集	選別：住民 減容：委託 保管：民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市、委託による定期収集	選別：住民 減容：市 保管：市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本市は、容器包装廃棄物の選別・圧縮・保管を平和最終処分場敷地内及び民間業者施設で行う。

容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製の飲料 用容器	スチール缶	コンテナ ネット	プレス車	民間業者のストックヤードへ搬入 する。
アルミ製の飲料 用容器	アルミ缶	各団体及び各 地域の回収方 式による	プレス車 平ボディ車	民間業者のストックヤードへ搬入 する。
無色のガラス製 容器	無色ガラスびん	コンテナ	平ボディ車	天竜清掃工場内のストックヤード において保管する。
茶色のガラス製 容器	茶色ガラスびん	コンテナ	平ボディ車	天竜清掃工場内のストックヤード において保管する。
その他のガラス 製容器	その他ガラスび ん	コンテナ	平ボディ車	天竜清掃工場内のストックヤード において保管する。
		各団体の回収 方式による	平ボディ車	民間業者のストックヤードへ搬入 する。
飲料用紙製容器 包装	紙パック (その他紙を含む)	各団体の回収 方式による	平ボディ車	民間業者のストックヤードへ搬入 する。
段ボール	段ボール	各団体の回収 方式による	平ボディ車	民間業者のストックヤードへ搬入 する。
その他の紙製容 器包装	紙製容器包装 (雑紙を含む)	各団体の回収 方式による	平ボディ車	民間業者のストックヤードへ搬入 する。
ペットボトル	ペットボトル	コンテナ ネット	プレス車	民間業者のペットボトル減容施設 において、圧縮後保管する。
その他のプラス チック製容器包 装	プラスチック製 容器包装	浜松市家庭用 ごみ袋	プレス車	天竜清掃工場内の減容施設におい て、圧縮後保管する。 天竜清掃工場破碎処理センター 処理能力：26 t / 5 h

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を実効あるものとするため、既存の施策を含めて次の取り組みを進める。

(1) 市民への協力依頼及び周知徹底

ごみ・資源物の出し方便利帳と収集日を記載した分別収集カレンダーを全世帯に配布し、分別収集についての啓発に努める。

(2) 資源物集団回収の周知

浜松市ホームページ等で資源物集団回収の周知に努める。

(3) 拠点回収の推進

市民の利便性を高めるため、公共施設で拠点回収を行うとともに、市・民間の回収拠点の周知に努める。

(4) 環境美化推進員による活動

市内の各自治会等でごみの減量・資源化を推進する役割を担う環境美化推進員により、適正な分別排出の指導・徹底を図る。

(5) はままつ脱プラスチック推進事業者への登録

市内のプラスチックごみ削減に取り組む事業者を登録し、事業者の取組を広く周知することで、市民及び事業者のプラスチックごみ排出抑制と、プラスチックの資源循環に対する意識を醸成する。